

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術概要：

©CISTEC

2013.10.15

(1 / 1)

7-(3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの ((1) 及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第19条 [第3項] 外為令別表の7の項(3)の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一 導体、絶縁体又は半導体に対してマスクパターンを 転写させるためのリソグラフィ工程、エッチング工程 又は成膜工程を条件設定するための 物理的シミュレーションプログラム	【 】		
二 絶縁体が二酸化けい素からなる集積回路の基板であつて、 シリコンオンインシュレータ構造を有するもの の設計又は製造に係る技術 (プログラムを除く。)	【 】		
三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ 又はマイクロコントローラのコアであつて、 論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が32以上 のものうち、 次のいずれかに該当するものの 設計又は製造に必要な技術 (プログラム及び最小線幅が 0.13マイクロメートル以上、かつ、金属層が5層以下の 多層構造を有するマイクロプロセッサ、 マイクロコンピュータ若しくはマイクロコントローラ のコアの設計又は製造に必要な技術を除く。)	【 】	除外 《 》	数値 () 数値 () 数値 ()
イ ベクトル演算器であつて、 浮動小数点ベクトル演算処理を同時に2を超えて実現 できるように設計したもの	[]		数値 ()
ロ 64ビット以上の浮動小数点演算処理を 1サイクル当たり 2を超えて実現できるように設計したもの	[]		数値 ()
ハ 16ビットの固定小数点積和演算処理を 1サイクル当たり 4を超えて実現できるように設計したもの	[]		数値 ()
判定結果		□該当 □非該当	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日) 会 社 名 _____ 所 属 ・ 役 職 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電 話 _____		該当項番 ① 外為令別表の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []	